

(平成25年7月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年7月まで

私は、平成8年1月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を、国民健康保険の加入手続とともに市役所で行った。

私は、申立期間の国民年金保険料を、切替手続後に送られてきた納付書によって、市役所で国民健康保険料と一緒に怠ることなく定期的に納付していた記憶があるにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年1月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、送られてきた納付書によって、市役所で定期的に納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の切替手続は、同年4月に、同手続による国民年金被保険者資格取得の処理がなされていることが確認できることから、同資格取得処理日時点において、当該期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料が未納となっている期間は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金第3号被保険者への種別変更手続を適切に行っているなど、年金制度に対する意識は高かったものと認められるとともに、当該期間は7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年1月1日から19年4月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月1日から19年4月1日まで
② 平成18年7月
③ 平成18年12月

申立期間においてA社に勤務していたが、申立期間①に同社から実際に支給されていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額記録とが相違している。また、申立期間②及び③において賞与を支給されたが、当該期間の厚生年金保険の賞与の記録が無い。調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①における標準報酬月額については、申立人から提出された通常貯金預払状況調書の給与振込額及びB税務署から提出された申立人に係る平成18年分及び19年分の報酬の支払調書により

推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉にすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の申立人から提出された通常貯金預払状況調書において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記通常貯金預払状況調書及び支払調書において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③について、上記通常貯金預払状況調書に当該期間に係る賞与が支給された記録は無い。

また、申立人は、申立期間②及び③における賞与支給明細書等の賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②及び③において、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 18 年 1 月	28 万円
平成 18 年 2 月	22 万円
平成 18 年 3 月及び同年 4 月	24 万円
平成 18 年 5 月及び同年 6 月	22 万円
平成 18 年 7 月	28 万円
平成 18 年 8 月	22 万円
平成 18 年 9 月	28 万円
平成 18 年 10 月	24 万円
平成 18 年 11 月	22 万円
平成 18 年 12 月及び 19 年 1 月	24 万円
平成 19 年 2 月	20 万円
平成 19 年 3 月	17 万円

関東神奈川厚生年金 事案 8519

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日
私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無い。
調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人から提出された支給控除一覧表の記載内容から、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記支給控除一覧表により確認できる保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができないが、複数の同僚が申立期間において、賞与の支給を受け、その賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録が無いことに加え、A社が加入していたB健康保険組合の記録において申立人の申立期間に係る標準賞与額は確認できないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8520

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月21日から同年9月1日まで

夫は、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが判明した。申立期間は、同社がB社を立ち上げたため、同社に移籍した頃である。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役及び同社からB社へ一緒に異動した複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和42年9月1日にA社からB社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年6月の申立人のA社における社会保険事務所(当時)の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における申立人のA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和42年7月21日となっており、離職日は同じであることから公共

職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月31日は15万円、16年7月30日は10万円、同年12月24日、17年7月29日及び同年12月22日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成16年7月30日
③ 平成16年12月24日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成17年12月22日

申立期間について、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、その届出が行われていないので、これらの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する銀行口座の取引明細表により、申立期間において、事業主から賞与の振込があったことが確認できる。

また、複数の同僚の賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、当該複数の同僚は、標準賞与額の記録が無いにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間に係る標準賞与額の記録が無い同僚が年金記録確認B地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会がA社の元給与担当者に照会したところ、「従業員に支給した賞与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、銀行口座の取引明細表により推認できる賞与支給額又は保険料控除額から、平成15年7月31日は15万円、16年7月30日は10万円、同年12月24日、17年7月29日及び同年12月22日は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明のため、照会できないものの、複数の同僚について賞与が支給され、保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与に係る賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月26日から57年4月1日まで
私は、A社B事務所で勤務していたが、会社の都合により、勝手にC社の所属とされた。

勤務場所及び勤務内容に全く変化が無かったのに、A社B事務所で継続して勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社の商業登記簿謄本の記載内容並びに申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者記録のある申立人の上司の供述から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は、昭和57年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年7月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで
私は、昭和48年4月から55年3月まで、継続してCグループに勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（D社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社からCグループ内のA社とは別の会社に異動した複数の同僚の記録から、昭和48年10月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てに係るグループ会社の福利厚生部門を一括管理しているE共済会は不明としているが、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録における資格取得日が、雇用保険の加入記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ

資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日は50万円、同年12月17日は56万円、16年8月10日は40万円、同年12月15日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月15日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、所持している賞与支給明細書において、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているが、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前記の賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は50万円、申立期間②は56万円、申立期間③は40万円、申立期間④は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、複数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで
私は、昭和48年4月から平成6年12月まで、継続してCグループに勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（D社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社からCグループ内のA社とは別の会社に異動した複数の同僚の記録から、昭和48年10月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てに係るグループ会社の福利厚生部門を一括管理しているE共済会は不明としているが、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録における資格取得日が、雇用保険の加入記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ

資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
私は、昭和41年8月1日にA社に入社し、63年にB社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する勤務記録カード及び同社の回答から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に、A社からC社（現在は、B社）に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、当初、昭和41年10月30日（現在は、昭和41年11月1日となっている。）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員をC社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同年10月30日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪

失した 41 人全員が C 社の厚生年金保険の新規適用日である同年 11 月 1 日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A 社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8527

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和41年11月1日と認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
夫は、昭和41年10月1日にA社に入社し、平成10年にB社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する勤務記録カード及び同社の回答から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務（昭和41年11月1日に、A社からC社（現在は、B社）に転籍）していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は昭和41年11月1日であると認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、当初、昭和41年10月30日（現在は、昭和41年11月1日となっている。）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員をC社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同年10月30日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した41人全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年11月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

関東神奈川国民年金 事案 7086 (事案 5742 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 55 年 2 月までの期間及び同年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 55 年 2 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は 20 歳になった昭和 51 年*月頃、父親と一緒に、当時住んでいた区の区役所の分庁舎に出向き、国民年金の加入手続を行ったことを憶^{おぼ}えている。私は、申立期間①当時は専門学校生であり、申立期間②当時は、55 年 4 月から 56 年 3 月末までは受験生で、同年 4 月から 60 年 3 月までは二部の大学生であった。申立期間①及び②の国民年金保険料については、父親が、毎月又は半年ごとに、同分庁舎で納付してくれていたことを憶^{おぼ}えており、保険料は月額で 1,000 円から 1,500 円までの金額だったと思う。私も保険料を納付したような気がする。私の父親は、誠実な人物であり、当時定期的な収入があったため、私の保険料を、確実に納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

今回、20 歳になった直後に発行された、新たな年金手帳が見付かったため、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年*月頃、その父親と一緒に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続は、60 年 3 月頃に行われたと推認され、申立内容と一致しないこと、ii) 申立人は、申立期間の始期から申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された時期までを通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されてい

るとは考えにくく、その形跡も見当たらないこと等から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成23年6月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな年金手帳を提出し、申立人が、20歳（昭和51年*月）になった直後に発行された手帳であると述べているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、60年3月頃と推認されることから、当該手帳は、その際に発行された手帳であると考えられる上、その記載内容等からは、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがえるようなものは認められない。

そのほかに、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続を誰が行ったかはっきり憶^{おぼ}えていないが、国民年金保険料については、私が会社を退職した昭和 59 年 3 月から保険料の半額近くを私の母親に渡し、残金を母親が負担し、母親が自宅に来ていた集金人に納付してくれていた。その集金人に納付していた保険料月額は、当初、月額 7 千数百円ぐらいであったが、その後、月額 8,000 円ぐらいになり、その頃、保険料の納付方法を集金から銀行振込みに変更した。

私は、母親が存命中は国民年金保険料の免除の申請を行った記憶は全く無く、私よりも諸手続について疎かった母親も、当該免除申請手続は行っていないはずである。

私は、母親が集金人に私の申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間のうち、昭和 59 年 3 月から同年 12 月までの保険料が未納、60 年 1 月から 62 年 3 月までの期間が保険料の免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について憶^{おぼ}えておらず、申立人の保険料の半額を負担し、集金人に納付していたとするその母親も既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間のうち、国民年金保険料が未納となっている昭和 59 年 3 月から同年 12 月までの保険料月額について、7 千数百円ぐらいであったと述べているが、当該期間の保険料月額は、5,830 円ないし 6,220 円であることから、金額が相違している。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から 62 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の免除の申請手続を申立人自身はもとより、その母親も行っていないと述べているが、申立人のオンライン記録によると、申立期間のうち、60 年 1 月から同年 3 月までの申請免除期間に係る追納申込が平成 5 年 4 月 16 日に行われていることが確認できることから、当該期間は、保険料の免除に係る申請手続は行っていなかったとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

私は、平成9年に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行ったが、当該手続の時期及び場所についての記憶は定かではない。その際に、年金手帳が発行された記憶は無いが、現在は、オレンジ色の年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、平成9年に退職した1、2年後に、送付されてきた納付書により遡ってまとめて納付したが、納付場所及び納付した保険料額については、憶^{おぼ}えていない。

申立期間は、失業給付金を受給中であり、第3号被保険者資格を取得することができなかったため、国民年金保険料を遡ってまとめて納付したにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年に会社を退職した1、2年後に、申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書により遡ってまとめて納付したと述べているが、申立期間後の第3号被保険者資格の取得手続や、申立期間の保険料の納付時期及び保険料額の記憶が明確でないことから、申立期間当時の国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下であることから、申立期間の記録管理に誤りがあったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8528 (事案 1444 及び 3974 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑨まで及び⑪から⑲までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間⑩について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 33 年 6 月まで
② 昭和 33 年 7 月から 35 年 10 月まで
③ 昭和 35 年 10 月から 36 年 9 月まで
④ 昭和 38 年 2 月 22 日から同年 10 月まで
⑤ 昭和 38 年 10 月から 39 年 7 月 1 日まで
⑥ 昭和 40 年 7 月 30 日から 41 年 11 月まで
⑦ 昭和 42 年 3 月から 43 年 7 月まで
⑧ 昭和 43 年 7 月から 45 年 8 月まで
⑨ 昭和 45 年 8 月から 46 年 8 月 1 日まで
⑩ 昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 12 月 26 日まで
⑪ 昭和 48 年 1 月から同年 8 月 1 日まで
⑫ 昭和 49 年 3 月から 53 年 7 月まで
⑬ 昭和 53 年 7 月から同年 12 月まで
⑭ 昭和 53 年 12 月から 54 年 2 月 17 日まで
⑮ 昭和 55 年 2 月 26 日から 56 年 4 月まで
⑯ 昭和 59 年 3 月 11 日から 60 年 4 月まで
⑰ 昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月まで
⑱ 昭和 61 年 7 月から 62 年 7 月まで
⑲ 昭和 62 年 7 月から平成 2 年 3 月 8 日まで

初回申立てで一部期間の遡及訂正が判明し記録が訂正されたが、それ

以外は認められなかった。

今回、関係する新聞広告及び商業登記簿謄本等の資料を提出するので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間①のA社、申立期間②のB社及び申立期間③のC社については、勤務していた期間について厚生年金保険の記録が無い。

申立期間④のD社では、資格喪失日以後も勤務していた。

申立期間⑤のE社では、資格取得日以前も勤務していた。

申立期間⑥のF社、申立期間⑦のG社及び申立期間⑧のH社については、勤務していた期間について厚生年金保険の記録が無い。

申立期間⑨のI社では、資格取得日以前も勤務していた。

申立期間⑩のI社では、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与より著しく低い金額になっている。

申立期間⑪のJ社では、資格取得日以前も勤務していた。

申立期間⑫のK社、申立期間⑬のL社及び申立期間⑭のM社については、勤務していた期間について厚生年金保険の記録が無い。

申立期間⑮のN社及び申立期間⑯のO社では、資格喪失日以後も勤務していた。

申立期間⑰のP社、申立期間⑱のQ社及び申立期間⑲のR社については、勤務していた期間について厚生年金保険の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、当該期間に係る申立てについては、申立人が記憶する複数の同僚がA社において被保険者となっていることから、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、及び複数の同僚から同社が適用事業所となる前の期間における保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかったことなどから既に年金記録確認S地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として新聞の求人広告を提出しているが、当該新聞の発行日は当該期間より後であることに加え、商業登記簿謄本によりA社の設立は当該期間より後であることが確認できることから、これらの資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、申立人は新たに、A社の前身はT社であったとも述べているが、同社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は申立人を記憶しておらず、適用事業所となる前である当該期

間における保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

これらは年金記録確認 S 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、当該期間に係る申立てについては、申立人が B 社の事業主の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、申立人は歩合給があったと述べているところ、経理担当の役員が歩合給のある社員は社会保険には加入させていなかった旨供述している上、申立人と同職種の複数の同僚も厚生年金保険の被保険者となっていないとして、既に年金記録確認 S 地方第三者委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として B 社の商業登記簿謄本及び新聞の広告を提出しているが、新聞の広告については当該期間より後の日付である上、これらの資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、申立人は、U 県の B 社に勤務したと述べているが、同社の経理担当者は、「同社の U 県進出は当該期間より後である。」と述べている上、同僚の一人は、「当時、U 県に支店は無かった。」と述べている。

これらは年金記録確認 S 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、当該期間のうち昭和 36 年 1 月から同年 9 月までの期間に係る申立てについては、C 社が当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、及び複数の同僚が適用事業所になる前には厚生年金保険料の控除は無かった旨供述していることなどから既に年金記録確認 S 地方第三者委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立ての期間を延長し、期間の始期を昭和 35 年 10 月とした上で、新たな資料を提出することなく、C 社において厚生年金保険に加入していたはずであると主張するが、これは年金記録確認 S 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そ

のほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間④について、当初、申立人は、昭和 38 年 2 月 22 日から 39 年 1 月までの期間について申し立てており、申立人の資格喪失日が D 社の人事記録上の退職日と一致していること、及び複数の同僚からも申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがえる供述が得られなかったことなどから既に年金記録確認 S 地方第三者委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立ての期間を短縮し、期間の終期を昭和 38 年 10 月として、係長であったとする者の氏名を新たに挙げているが、当該者は、「申立人のことを記憶していない。私は係長ではなかった。」と述べており、これらは年金記録確認 S 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間⑤について、当該期間のうち、昭和 38 年 10 月から 39 年 1 月までの期間に係る申立てについては、D 社において、上記のとおり、既に年金記録確認 S 地方第三者委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は当該期間においては、申立てに係る事業所を E 社に変更した上で、同社における資格取得日の相違を申し立て、新たな資料として、新聞の求人広告を提出しているが、当該新聞の発行日は、当該期間より後である上、この資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、申立人と同期入社であったとする同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日の昭和 39 年 7 月 1 日である上、申立人が先輩又は同期として記憶している複数の同僚についても、申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び E 社に係る事業所被保険者名簿における申立人の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

これらは年金記録確認 S 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 6 申立期間⑥に係る申立てについては、当該期間のうち昭和 40 年 7 月 30 日から同年 11 月までの期間はE社における資格喪失日の相違について、当該期間のうち同年 11 月から 41 年 11 月までの期間はF社における勤務期間の全てが被保険者期間となっていないとして申し立てていたが、E社については申立人の資格喪失日の翌日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、ほとんどの被保険者が申立人の資格喪失日以前に被保険者資格を喪失している上、複数の同僚からも申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがえる供述が得られなかったとして、F社については複数の者が入社後一定期間経過後に資格取得していた旨を述べており、申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがえる供述が得られなかったとして、既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該期間はF社のみ勤務していたとして、同社の商業登記簿謄本及び新聞の求人広告を提出しているが、これら資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

これらは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 7 申立期間⑦に係る申立てについては、当該期間のうち昭和 42 年 3 月 3 日から同年 10 月までの期間はV社における資格喪失日の相違について、当該期間のうち同年 10 月から 43 年 5 月までの期間及び当該期間のうち同年 5 月から同年 7 月までの期間は、それぞれW社及びH社における勤務期間の全てが被保険者期間となっていないとして申し立てていたが、V社については複数の同僚からも申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがえる供述が得られなかったこと、W社については厚生年金保険の適用事業所となっておらず、商業登記の記録も確認できない上、申立人の記憶する同僚についても連絡先が不明であること、H社については申立人が同社の事業主の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことなどから既に年金記録確

認S地方第三者委員会の決定に基づく平成21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該期間はG社のみ勤務していたとして、新聞の求人広告を提出しているが、この資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、G社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

これらは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 8 申立期間⑧に係る申立てについては、当該期間のうち昭和43年7月から45年2月までの期間及び当該期間のうち同年2月から同年8月までの期間は、それぞれH社及びL社における勤務期間の全てが被保険者期間となっていないとして申し立てていたが、H社については申立人が同社の事業主の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、L社については申立人の記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が同僚であったとする複数の者が同社において被保険者となっていないこと、及び当時の副社長が一定期間経過後に社会保険に加入させていた旨供述していることなどから既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく平成21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該期間はH社のみ勤務していたとして、同社の商業登記簿謄本及び新聞の広告を提出しているが、これらの資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

これらは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 9 申立期間⑨に係る申立てについては、I社が当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、及び同社の事業主が「厚生年

金保険の適用事業所になる前から厚生年金保険料を給与から控除することはあり得ない。」と証言していることなどから既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく平成21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、I社の商業登記簿謄本及び同社の広告チラシを提出しているが、商業登記簿謄本から同社の設立は当該期間より後であることが確認できる上、これらの資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、同僚は、「申立人は、私が入社した昭和46年9月より1か月先輩である。1年ぐらい勤務した。」と述べており、オンライン記録で確認できる申立人のI社の記録と一致する。

これらは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 10 申立期間⑩に係る申立てについては、I社の事業主が固定給だけで届出していた旨回答していること、及び申立人は給与明細書を所持していないことなどから既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく平成21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与より著しく低い金額になっていると主張するのみであり、これは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 11 申立期間⑪について、当該期間のうち昭和48年3月から同年8月1日までの期間に係る申立てについては、複数の同僚が申立人を記憶していないこと、及び管理職であった者がJ社では採用後すぐには社会保険に加入させていなかった旨供述していることなどから既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく平成21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該期間を延長し、期間の始期を昭和48年1月として、J社の商業登記簿謄本を提出しているが、この資料では申立人の

当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、事業所名は不明だが、J社に係る厚生年金保険被保険者期間と一致する申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できる上、複数の同僚の雇用保険の記録も同社に係る厚生年金保険被保険者期間とほぼ一致している。

さらに、申立人が記憶している同僚3人はJ社において被保険者記録が確認できない。

これらは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 12 申立期間⑫について、当該期間のうち昭和49年3月から52年7月までの期間に係る申立てについては、申立人がK社の事業主の姓を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所になっていないこと、同社の代表取締役が既に死亡していること、及びその妻が夫婦とも国民健康保険に加入していた旨供述していることなどから既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく平成21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立ての期間を延長し、期間の終期を昭和53年7月として、K社の商業登記簿謄本、広告のチラシ及び顧客名簿を提出しているが、これらの資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、申立人は申立期間⑫のうちの一部期間に係る複数の国民健康保険税の領収書を提出している。

これらは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 13 申立期間⑬について、当該期間のうち昭和53年9月から同年12月までの期間については、M社における勤務期間の全てが被保険者期間となっていないとして申し立てていたが、雇用保険の記録から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは認められるものの、申立人の所持する54年1月分の給与明細書で厚生年金保険料の控除が無いことなどが

ら既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく平成21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該期間の始期を昭和53年7月、終期を同年12月とし、申立てに係る事業所をL社に変更した上で、同社の商業登記簿謄本を提出しているが、この資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、申立人が共に勤務していたと述べている同僚は、当該期間においてはL社において被保険者となっておらず、当該期間のうちの一部期間において、他社における厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

これらは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 14 申立期間⑭について、当該期間のうち昭和53年12月から54年1月までの期間に係る申立てについては、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にM社に勤務していたことは認められるものの、申立人の所持する同年1月分の給与明細書で厚生年金保険料の控除が無いことなどから既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく平成21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立ての期間を短縮し、期間の始期を昭和53年12月、終期を54年2月17日としているが、M社において厚生年金保険に加入していたはずであると主張するのみであり、これは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 15 申立期間⑮について、当該期間のうち昭和55年2月26日から同年7月までの期間に係る申立てについては、同僚が申立人のN社での勤務期間は6か月間ぐらいではないかと証言していること、当該期間のうちの一部期間が国民年金の申請免除期間になっていること、及び雇用保険の記録とオンライン記録が一致していることなどから既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく平成21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立ての期間を延長し、期間の終期を昭和56年4

月として、N社の商業登記簿謄本、55年及び56年の給与支払報告書及び54年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出しているが、これらの資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができず、そのほかに年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 16 申立期間⑩について、当該期間のうち昭和59年5月から同年12月までの期間に係る申立てについてはP社における勤務期間の全てが被保険者期間となっていないとして、当該期間のうち59年12月から60年4月までの期間に係る申立てについては、Q社における勤務期間の全てが被保険者期間となっていないとして申し立てていたが、P社については、申立人が同社の事業主の姓を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社が当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、Q社については、同僚の供述により申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、複数の者が社会保険に加入していない社員がいた旨供述していること、及び申立人の同社に係る当該期間の雇用保険の記録が確認できないことなどから既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく平成21年10月29日付け及び22年9月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立ての期間の始期を早めて昭和59年3月11日とするとともに、申立てに係る事業所を、厚生年金保険の被保険者期間が57年11月1日から59年3月11日まで確認できるO社に変更した上で、同社の商業登記簿謄本及び新聞広告を提出しているが、これらの資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、O社は、昭和59年3月15日から60年4月までの期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人を記憶している同僚の一人は、「申立人は昭和59年3月、私は同年5月に会社が倒産したため退職した。」と述べており、申立人が自身より後に退職したと記憶している同僚二人は、申立人の被保険者資格喪失日より前に被保険者資格を喪失している。

加えて、申立人は、当該期間にX市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

これらは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更す

べき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 17 申立期間⑰について、当該期間のうち昭和 60 年 4 月から 61 年 2 月までの期間に係る申立てについては、同僚の供述により申立人が Q 社に勤務していたことは認められるものの、複数の者が社会保険に加入していない社員がいた旨供述していること、及び申立人の同社に係る当該期間の雇用保険の記録が確認できないことなどから既に年金記録確認 S 地方第三者委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立ての期間の始期を昭和 60 年 4 月、終期を 61 年 6 月とし、当該期間は P 社に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人が記憶している同僚二人は、住所不明で照会できない上、X 市の回答により、申立人は、当該期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

これらは年金記録確認 S 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 18 申立期間⑱について、当該期間のうち昭和 62 年から同年 7 月までの期間に係る申立てについては、申立人が R 社に入社 2 か月後から労働災害のため欠勤しており、その後入社しておらず自ら会社に社会保険料を支払った記憶は無いと供述していること、及び総務担当者が採用後 3 か月間は社会保険に加入させず、長期欠勤者については、加入手続をせず、社会保険料を徴収した記憶も無い旨証言していることから、既に年金記録確認 S 地方第三者委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立ての期間の始期を昭和 61 年 7 月、終期を 62 年 7 月とし、申立てに係る事業所を Q 社に変更した上で、新たな資料として同社の商業登記簿謄本、新聞の求人広告及び同社の会社案内を提出しているが、これらの資料では申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、Q 社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金は、いずれも申立人の加入記録は確認できないと回答している上、申立人は、申立

期間⑮にX市で国民健康保険に加入していることが確認できる。

これらは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 19 申立期間⑯について、当該期間のうち昭和62年7月から64年までの期間に係る申立てについてはR社における勤務期間の全てが被保険者期間となっていないとして、当該期間のうち平成2年から同年3月8日までの期間に係る申立てについてはY社における勤務期間の全てが被保険者期間となっていないとして申し立てていたが、R社については、雇用保険の加入記録から申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、申立人が入社2か月後から労働災害のため欠勤しており、その後出社しておらず自ら会社に社会保険料を支払った記憶は無いと供述していること、及び総務担当者が採用後3か月間は社会保険に加入させず、長期欠勤者については、加入手続をせず、社会保険料を徴収した記憶も無い旨証言していること、Y社については、申立人が社会保険に未加入であることを承知していたと述べていること、及び同社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことなどから既に年金記録確認S地方第三者委員会の決定に基づく21年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立ての期間を延長し、期間の終期を平成2年3月8日とした上で、当該期間はR社のみ勤務していたとして、新たな資料として同社の商業登記簿謄本及び当該期間に係る労働災害の資料を提出しているが、これらの資料では申立人の当該期間における保険料の控除を確認することができない。

また、申立人は、当該期間はX市で国民健康保険に加入していることが確認できる。

これらは年金記録確認S地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8529 (事案 643、4732、7182 及び 7997 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 6 月 22 日まで
私は、昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月まで継続して A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないため、これまで 4 回申立てをしたが認められなかった。

今回は、新たな資料は無いが、新たに姓のみ記憶している当時の同僚 1 名と、前回までに挙げた 11 名の同僚の名前を挙げるので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる具体的な供述を得ることはできず、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づく平成 21 年 3 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後 3 度にわたる申立人の A 社に係る申立てについて、申立人の主張及び新たに挙げた同僚は、年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに申立期間に係る同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成 22 年 12 月 15 日付け、23 年 11 月 2 日付け及び 24 年 9 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、新たに申立人が名前を挙げた同僚を含め、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料

控除について確認できる具体的な供述を得ることはできなかったことから、これらは年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間について、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 13 日から 51 年 8 月 13 日まで
② 昭和 58 年 1 月 20 日から同年 6 月 30 日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社に勤務していたが、オンライン記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から、当該期間において、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社における複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる供述を得ることができなかった上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録において、申立人は申立期間①を含む昭和 49 年 6 月から 53 年 3 月までは、国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、当該期間において、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社における複数の同僚に照会したものの、申立人の

申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる供述を得ることができなかつた上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の供述も得られなかつたため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録において、申立人は申立期間②を含む昭和 57 年 1 月から 58 年 10 月までは、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月21日から32年4月頃まで

私は、A社に、昭和30年2月頃入社し、2年3か月間は勤務した。入社当初は健康保険も無く、厚生年金保険にも加入していなかったと思うが、同社の寮で、近所の夏祭りと正月を、いずれも2回経験したことを覚えており、32年4月頃まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間となっているはずである。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと主張している。

しかし、A社は、当時の資料を保管していないと回答している上、申立人が氏名を記憶している上司で、申立人が住んでいた社員寮の寮長でもある者は既に死亡し、一緒に寮に住んでいた当該上司の妻も、「申立期間当時、寮には大勢の従業員が住んでおり、申立人がいつまで寮にいたかは覚えていない。」と述べていることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態をうかがえる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人がA社に同時期に入社したと記憶する3人の同僚の姓は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に無い。

加えて、上記被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録が訂正された形跡は無い上、いずれの資格喪失日も、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月頃から26年8月頃まで
② 昭和37年11月頃から38年4月頃まで

申立期間①について、私は、A地区の同じビルにあったB店とC店で働いていた。また、申立期間②について、D地区にあったE店でF職として働いていた。健康保険に入っていたという記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がB店及びC店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、B店及びC店の経営者は同じで、一つの会社の別店舗だったと述べているところ、会社名を覚えていないため、オンライン記録において、事業所を検索することができない。また、同じくB店についても正式名称が不明であるため検索することができず、C店については厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人は、事業主の氏名についても覚えておらず、商業登記の記録も確認できないことから、事業主照会が行えず、申立期間①当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人のことを記憶しているとする同僚からも申立人の厚生年金保険に係る供述は得られない上、当該同僚には、厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人の具体的な記憶から、期間は特定できない

ものの、申立人がE店に勤務していたことはいかがえる。

しかし、申立人は、E店を運営する事業所の正式名称を覚えていないため、オンライン記録において、事業所を検索することができず、同店についても厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、E店の事業主の氏名についても覚えておらず、商業登記の記録も確認できないことから、事業主照会が行えず、申立期間②当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、同僚の氏名については姓しか記憶しておらず、特定することができないため、同僚照会が行えない。

加えて、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。